

第22回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第22回定例会 令和7年1月30日

開会 13時30分 閉会 16時00分

出席委員 (22名)	会長	依田 繁二	会長代理	舩田 寿夫
	1	小野澤 文利	13	田中 章
	2	笹平 民男	14	柳澤 大作
	3	檜原 龍太郎	15	上原 真由美
	5	小野 高男	17	武舎 和久
	6	杉田 修司	18	山田 貴司
	7	小宮山 信幸	推進	上原 敦夫
	8	保科 正行	推進	五十嵐 秀人
	10	井出 藤男	推進	伊藤 茂
	11	田口 千秋	推進	白石 文生
	12	比田井 尚良	推進	大塚 和信

欠席委員 16 北沢 秀則

議事録署名委員 13 田中 章 14 柳澤 大作

出席職員 (6名)	農業委員会事務局		
	事務局次長	小林 誠司	
	事務局	佐藤 一弥	
	事務局	黒澤 しほ	
	事務局	鈴木 優	
	事務局	堀 涼佳	
	事務局	小林 千恵美	

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
議案第5号 農業委員の辞任について

報告第1号 農地法第2条1項の規定による非農地証明について
第8回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館 2階 大会議室

事務局 皆さんお疲れ様です。先日の視察研修もありがとうございました。無事終わりました。

開会に先立ちまして事前にご連絡させていただきます。お手元にあります議案第5号ですが、本来であれば、事前に議案は皆さんにお知らせしてお示しするところですが、急遽、当日案件とさせていただきますことをご承知おきください。また内容については、議案のときに説明をさせていただきます。あと、事務局長が視察研修に行っていますので欠席になります。よろしくお願いします。

それでは、第22回農業委員会定例総会並びに全員協議会を始めさせていただきます。開会を会長代理からお願いします。

船田代理 皆さん改めましてこんにちは。令和7年が明けまして、早いものでもう1ヶ月が経過しました。今年初めての会議ですので、本年もよろしくお願いをしたいと思います。ただいまより、第22回定例総会並びに全員協議会を始めさせていただきます。よろしくお願いします。

事務局 ありがとうございます。続きまして、会長から挨拶をいただきまして、その後、議事録署名の指名及び議事進行につきましても会長からお願いします。

会長 皆様改めましてこんにちは。今年も1年頑張っていきたいと思えます。よろしくお願いします。

1月の会議内容をご報告させていただきます。7日に農業委員会を代表しまして、船田代理と私で市長に新年のごあいさつに伺いました。15日から16日は農業委員会の県外研修に匝瑳市、銚田市を訪問しました。立派な農業用太陽光発電が置かれて感心しましたし、農業委員会はしっかりやられていることを、改めて研修の中で確認をさせていただきました。20日は役員会、23日は東御市財産処理委員会、24日は巨峰の王国まつり実行委員会があり、今年の開催日は9月20日から21日に行うということで決定されました。今年もよろしくお願ひしたいと思います。27日は農政審議会が開催され、今回は11件の農振除外申請があり、全案件が承認されました。また事務局から、担当の皆さんに連絡があるかと思ひますのでよろしくお願ひします。27日の夜は滋野地区を皮切りに地域計画を主体とした地区最終計画確認が行われ、2

9日には田中地区、31日には祢津地区で、2月に入りまして、北御牧地区と和地区が行われますので、それぞれ担当の農業委員の皆さんにつきましては、ぜひ参加していただき率先して検討していただければありがたいと思っています。よろしくお願いします。

それでは早速、審議に入りたいと思います。本日の議事録署名は13番田中委員、14番柳澤委員をお願いします。

議案に入りたいと思います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、本日は4件の案件があります。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

3-1 ○○番、図面は1ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲渡人は○○の方、譲受人は○○の方です。譲渡人は○○在住で農地の維持管理が困難なため、譲受人に譲り渡すものです。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものです。申請地では、水稻を栽培する予定です。譲受人自宅から徒歩○○分と近いいため問題ないと判断しました。

3-2 ○○番、図面は2ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲渡人、譲受人は○○の方です。譲渡人は、相続により農地を取得しましたが農業をしないため譲り渡すものです。譲受人は経営規模拡大のため、譲り受けるものです。申請地では、ネギ、トマト、キュウリなどを栽培する予定です。譲受人自宅から徒歩○○分のため問題ないと判断しました。

3-3 ○○番、図面は3ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲渡人は○○の方、譲受人は○○の方です。譲渡人は、○○により農地の維持管理が困難なため譲受人に譲り渡すものです。譲受人は、空き家に付随する農地として購入するため、譲り受けるものです。申請地では、ネギ、ハウレン草等を栽培予定です。住所は○○ですが、○○で空き家を購入し移住予定です。譲受人自宅予定地から徒歩○○分と近いいため問題ないと判断しました。

3-4 ○○番、図面は4ページをご覧ください。○○から、○○メートルほど○○にある農地です。譲渡人は○○の方、譲受人は○○の方です。譲渡人は○○により規模縮小のため、譲り渡すものです。譲受人は申請地以外でも、水稻を栽培しており自家用のお米を増やしたいとのことで譲り受けるものです。譲受人自宅から車で○○分のため、問題ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号1の案件につきまして、榎原委員より説明をお願いします。

榎原委員 土地は田んぼの譲り渡しで、地図は1ページです。〇〇は〇〇に住んでいらっしゃるしまして、その方が譲り受けるということだそうです。それで〇〇は会社を経営して役員もやっていますが、農業も盛んにやっているそうです。従業員さんも〇〇人いてトラクターがあり、果樹もやっているということで消毒器等も持っていて、〇〇でもやっているという話です。譲渡人の〇〇は前も作っていたのですが、それを譲り受けて〇〇が、今度作るということです。しっかりやっているということのようですので、問題はないかと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは番号1の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号2の案件につきまして、白石委員より説明をお願いします。

白石委員 資料は2ページです。譲受人の〇〇は地図にある〇〇を〇〇でやっている方ですが、同時に農業でブドウも作っています。去年は、別の土地を取得されていますし、野菜等を作るということです。〇〇は跡取りもいて特に問題ない状態です。譲渡人の〇〇は、結構、農地を持っていますが多分手放すような状況にあるという感じです。まだ若い方ですが、〇〇と〇〇人で住んでいて、多面にも構成員として入っていましたが、去年、脱退して規模はこれからどんどんと縮小して土地も出来るだけ手放したいというような意向があるようです。特に譲受人については問題ないと思いますが、ご審議のほどをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは番号1の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので採決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号3の案件について、大塚委員より説明をお願いします。

大塚委員

資料3ページをご覧ください。この地図にもありますように、土地の少し右上のところに書いてある自宅予定地と〇〇という方が所有している土地と一緒に、譲り受けるということです。譲受人の〇〇、〇〇歳でまだ若いのですが、〇〇在住で〇〇が〇〇の出身の方で、〇〇と〇〇の間でどこか物件を探していて、ここがあったということで〇〇の土地を譲り受けるという流れのようです。〇〇は〇〇でその〇〇階建ての鉄筋の住宅と、それに付随して畑を所有していてそれを譲り受けるということです。〇〇は家族で住む予定にしています。〇〇という仕事で今まで農業の経験はありませんが、草刈り機と大きい機械を譲り受けて、そこで〇〇と一緒に畑で野菜を作る予定にしているようです。特に問題がないので、ご審議の方よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは番号3の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようので採決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号4の案件について、小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員

資料の4ページですが、少し簡略な地図になっていますが、〇〇番は水田です。所有者の〇〇は隣接農地なので、〇〇は代替地という希望で交渉があったそうですが、今回、引き取ってもらうということになり、譲渡されたということです。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。農作物は何を作るのですか。

小宮山委員

作物は水稻を栽培していきたいということで、他でも水稻をやっています。結構、大きい面積については、作業受託というところになっていますが、小さい面積は自分でお米を作って、自家用の米を栽培したいということで今回申請地として挙げています。

議長（会長）

ありがとうございます。他にご質問ありますか。ないようであれば採決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続き

まして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、今回は1件の案件が出ています。よろしく申し上げます。事務局から説明をお願いします。

事務局

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてです。

4-1 ○○番他○○筆、資料は5ページ、6ページ、7ページ、8ページをご覧ください。場所は○○の○○にある農地です。共同住宅敷地の申請です。申請者は○○の方です。申請者は、自身の老後資金のために、申請地に共同住宅の建築を計画するものです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは田口委員より説明をお願いします。

田口委員

それでは5ページからご覧いただきたいと思います。当該地ですが、○○の○○で周辺は住宅地と農地です。その中ほどに位置しています。申請人の○○は、勤務先での仕事が青少年の育成担当で、土日の出勤も多く年齢的にも耕作が大変となり将来のために、共同住宅を建設したいとのことです。当該地左上の○○番が、○○の自宅です。その右の○○番は農地として残し、下の○○番を分筆して今回の共同住宅への取り付け道路等をしたい旨、そして左側の○○番が該当の建設予定地です。○○番は分筆して農地として残すということです。7ページをご覧ください。取付道路は幅○○メートルで、雨水は敷地内浸透、建物の高さは○○メートル以内の○○階建てで○○戸が入居可能です。下水の処理は、ポンプアップをして○○宅の下水道に接続し処理をするということです。8ページをご覧ください。敷地面積等の詳細は上段の設計概要をご覧ください。現場はなだらかな南傾斜で、敷地内浸透のため○○月○○日のような集中豪雨による雨水の下方域の流出が懸念されます。今後、線状降水帯等の発生も予想されますので、浸透対策を書面で提出するよう依頼しました。行政書士、施工業者さんが早々に対応していただきまして、図面が提出されました。雨水貯留施設は、敷地内南方の駐車場の地下に深さ○○メートル、縦横を○○メートルの貯留枿を○○ヶ所設置し、更に取付道路の東西に一回り小さい枿を○○ヶ所、計○○ヶ所を設置するそうです。以上の内容ですが、申請につきましては、当該地は第3種農地で第1種住宅地域です。道路を挟んだ北方の農地と、建物との距離もあり日照の問題もなさそうです。周囲のすべての地主の同意書もいただいております。問題ないと思われそうです。ご審議のほどお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ただいま詳細に説明をいただきました。番号1の案件につきまして、それぞれご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

杉田委員 ○○から○○に向けて、進入道路○○メートルの道路を造るような計画になっているようですが、その出た先の5ページの地図を見ますとそこから出た先も何か細いような道に見えますが、その道の幅はどのようなのでしょうか。

田口委員 周りにすでに住宅が建っておりますので、幅は○○メートルぐらいです。

議長（会長） 杉田委員、よろしいですか。

杉田委員 今の説明では既存の道路が○○メートルで、それで建築基準法上で許可になるのかどうかお聞きしたいです。

議長（会長） 事務局から補足説明をお願いします。

事務局 杉田委員のご質問にお答えします。○○メートルほどの道路というのは、地元の田口委員からご説明いただいたところですが、5ページをご覧ください。4条-1と書かれた筆が○○ヶ所あります。その○○ヶ所のある間に細い道路がまず○○つあります。こちらについては○○認定をされていない建築基準法上の道路ではない道路になりますので、こちらの道路を跨いで、今回建設される建物へ接道するようになります。農地の転用自体は、今回申請が出ている○○番のところまでですが、そのまま○○の方へこの幅で持っていき、○○メートルほどのこの申請者さんの○○がすぐ○○にあります。その○○の前を通過して、○○メートルの建築基準法上の道路に接道をして、建設ができるようになるというようになっていますので、○○の宅地の全面を一部削って道にして、その後、○○の畑の一部を転用して通路にした後、○○ではない道を跨いでアパートへの進入路にするというような計画となっています。

議長（会長） 杉田委員、ただいまの説明でよろしいですか。

杉田委員 ○○の前のところを道にすると言われましたが、出た先の縦の道が細いので、その道は○○メートルで許可になるのかということです。

事務局

資料の8ページの一番左側をご覧ください。そこに、杉田委員がおっしゃっていただいた道路を〇〇つまり〇〇の〇〇で、〇〇とありますが、その上に、法第42条2項道路と記載があります。これは、建築基準法第42条の2項道路という道路になり、通常ですと4メートル以上の道に2メートル以上接しないと、建築物が建てられないという法律がこの建築基準法の第42条の法律ですが、この2項というものに関しては、昔からこの道路幅が4メートルないので、中心から2メートル後退することによって、4メートルとみなして建築することができるという道路になっています。

杉田委員

はい、わかりました。

小野澤委員

今の2項道路の関係ですが、説明が事務局からありましたが、6ページを見ますと〇〇番は分筆されているようになっているのかとは思いますが、ここはどういう扱いになるのでしょうか。それと、7ページ、8ページの図面が進入路になるわけですが、残った部分の扱いはどうなりますか。

事務局

こちらの方で確認をしますと、もともとのこの宅地部分については、すでに後退道路の後退をしてあった部分の宅地を更に分筆をしたというところになりますので、この〇〇の家を建てた時に、道路後退済みとなっています。

小野澤委員

ということは、農地ではなくて地目は宅地ということで分筆して、進入路としたという考え方ですね。

事務局

はい、おっしゃるとおりです。

小野澤委員

もう1件ですが、先ほどの7ページの図面で雨水については、敷地内の地下浸透という話がありましたが、生活雑排水については、どう持ってくるようになったのでしょうか。何か下水関係が入っているのですか。

事務局

下水に関しては、この宅地のところから図面に記載はありませんが下水道係に確認したところ、図面8ページをご覧ください。8ページの8という数字が書いてあるところに四角で汚水雑排水は公共下水道へ放流ということでその上にマンホールの図面が記載してあるかと思えます。ここまでこの建物から下水をポンプアップして、こ

のマンホールへ接続して放流していくというようになっていきますので、雑排水の処理についても問題ないと考えています。

小野澤委員 ということはこの縦道に公共下水道が入っているということですね。

事務局 はい。

小野澤委員 了解です。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。

五十嵐委員 1つ教えてください。今、セットバックして後退しますよね、その土地の所有者はどなたになりますか。

事務局 五十嵐委員のご質問にお答えします。基本的にはその部分については、みなし道路という部分になり道路になりますので、住宅の所有者さんが持っていていただいてもいいのですが、セットバックをした部分を分筆すれば、市の方で受け入れてもらえますので、そういった場合については、市でもらい受けて道路にしていくということも可能だと聞いています。

議長（会長） 五十嵐委員、よろしいですか。

五十嵐委員 はい。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。

笹平委員 道路も土地と一緒に市の方で譲り受けてしまわないと、道路の地主が亡くなってしまったら、将来、下水道を塞ぐ、除雪作業などいろいろ作業に差し支えがあるので、宅地と兼用で市へ受け渡しをしてもらえる方法で進めてもらいたいと思います。

議長（会長） 要望ということでよろしいですか。他にご質問ありませんか。ないようですので、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、採決に入ります。賛成の方は挙手の上をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、

今回は5件の案件が出ています。よろしく申し上げます。事務局から説明申し上げます。

事務局

第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてです。

5-1 ○○番、所有権移転です。資料は9ページ、10ページをご覧ください。場所は、○○から○○に入った○○にある農地です。住宅、庭敷地の申請です。譲受人は申請地の隣接地に別荘を所有している○○の方で、譲渡人は○○の方です。譲受人は隣接地の別荘地と一体的に宅地庭として利用を計画するもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。第2種農地で代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

5-2 ○○番、使用貸借権の設定です。資料は11ページ、12ページです。○○の○○にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方で○○です。譲受人は、現在借家に住んでおり、手狭となったため申請地を譲り受け、住宅を計画するもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。第1種低層住居専用地域で、用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

5-3 ○○番他○○筆、所有権移転です。資料は13ページ、14ページ、15ページをご覧ください。場所は○○の○○にある農地です。駐車場、資材置き場、敷地の申請です。譲受人は○○の建設業者です。譲渡人は○○の方です。譲受人は申請地の隣接地にて営業していますが、手狭なため、駐車場、資材置き場を計画するもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

5-4 ○○番、所有権移転です。資料は16ページ、17ページ、18ページをご覧ください。場所は○○の○○にある農地です。特定建築条件付土地の土地敷地の申請です。譲受人は宅建業を行っている○○の業者です。譲渡人は○○の方です。譲受人は○○で建売住宅販売の実績があります。申請地にて○○平方メートルから○○平方メートルの○○区画の分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。なお、申請地は隣接地と合わせて一体的に分譲するものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

5-5 ○○番、所有権移転です。資料は19ページ、20ページ、21ページをご覧ください。場所は○○の○○にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人は○○の建設業者、譲渡人は○○の方です。譲受人は申請地の隣接地にて新たに社屋の建設を計画しており、合わせて一体的に駐車場を計画するもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じたも

のです。水道、下水道管またはガス管のうち2種類以上が埋設されている道路沿道の区域で、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、概ね〇〇メートル以内に〇〇と〇〇が在する第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

5条計画変更1 〇〇番、賃借権の設定です。資料は22ページ、23ページをご覧ください。場所は〇〇の〇〇にある農地です。資材置き場、休憩所、駐車場敷地の申請です。譲受人は〇〇の建設業者で、〇〇のリニューアル工事を請負っています。工事に伴う敷地が必要なため、申請地を一時転用していましたが、工事期間の延長に伴い期間を〇〇ヶ月延長したいとのことで、期間延長以外変更はありません。農用地区域内農地ですが、一時的な利用に供するものであり、代替性がなく、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号1の案件につきまして、榎原委員より説明をお願いします。

榎原委員 資料9ページの土地ですが、〇〇地籍で別荘が建っているところですが、資料等を見ますと、譲受人の〇〇の〇〇が最初に〇〇から土地を買って別荘を建てたようです。〇〇が亡くなって〇〇が譲り受け、相続したということだと思いますが、土地代金の支払いは済んでいます、登記がまだ出来ていなかったようです。〇〇は、土地を別荘として使っていました。周りは完全に林の中で、農業をするという感じのところではないですが、綺麗に草を刈って管理をしていますので、問題はないのかと思います。ご審議をよろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは番号1の案件につきまして、それぞれご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号2の案件につきまして、杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員 資料は11ページ、12ページをご覧ください。場所は〇〇の集落の〇〇ですが、集落内にある農地です。譲渡人は〇〇、譲受人は〇〇で、〇〇です。先ほど事務局からご説明がありましたが、〇〇は結婚して〇〇のアパートに住んでいます。〇〇と〇〇がいて、今回〇〇の所有して

いる〇〇の農地を使用貸借権設定し、そこに住宅を建てるという計画です。〇〇の自宅は、今回の申請のすぐ〇〇の右隣にあります。周りですが、申請地に隣接している農地はありません。12ページを見ていただきますと南傾斜で〇〇に農地等がありますが、申請地の〇〇に〇〇の〇〇の自宅への出入りする進入路が宅地となっています。その〇〇に〇〇番は畑がありますがこの所有も〇〇です。下水等は図面でいくと、左側の縦の道でそちらの方に隣接、そちらの方に流すという計画です。特段問題はないかと思えますがご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（会長） ありがとうございます。それでは番号2の案件につきまして、それぞれご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号3の案件につきまして、保科委員より説明をお願いします。

保科委員 図面は13ページ、14ページ、15ページになります。資材置き場及び駐車場の申請です。現在、田んぼとなっていますが、耕作はされていません。草刈は行っているようです。13ページを見ていただくと事務所の隣の敷地になります。実際の使い方は15ページにありますように、資材及び車の置き場所になっています。事務所からも直接この土地に行けますので、特に問題はないかと思えます。上と下に田んぼがありますが、承諾を得ています。

議長（会長） ありがとうございます。それでは番号3の案件につきまして、それぞれご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号4の案件につきまして、船田代理より説明をお願いします。

船田代理 資料は16ページ、17ページ、18ページをご覧いただきたいと思えます。〇〇の〇〇メートルほどにある農地です。譲受人については〇〇、譲渡人については〇〇在住の〇〇です。譲受人の〇〇につきまして宅建業を営む〇〇の会社です。〇〇は住宅の需要があるということで、宅地分譲地、または特定建築条件付土地を探していたところ、宅地分譲

〇〇区画と特定建築条件付土地〇〇区画が出来る土地を見つけることが出来たということです。譲渡人の〇〇ですが、〇〇在住で〇〇をされています。〇〇の求めに応じまして譲り渡したいということになったということです。当該農地については、第1種農地ですが、何も作付けがされておらず、現在は更地状態となっています。周辺には家が立ち並んでいまして、問題がないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（会長） ありがとうございます。それでは番号3の案件につきまして、それぞれご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

白石委員 特定建築条件付土地の内容について教えてください。

議長（会長） 事務局から説明をお願いします。

事務局 白石委員のご質問にお答えします。特定建築条件付土地の内容についてお話をさせていただきます。今までも何回か出てきてはいますので、重要なところをかいつままでご説明申し上げます。一般的に第1種農地というところは住宅の建築もしくは建売住宅でなければ認められないというところで、分譲については認められていませんでした。しかしながら建売住宅の場合ですと、もうすでに建っている住宅を買われるということになりますとご自身で好きな家を好きなように建てられないというところから、建ててしまってもその部分が販売出来ない恐れがあるというところで、家を建てることを条件にその土地を売ることが出来るというのが、特定建築条件付土地になります。転用事業者と土地購入者は、売買契約を締結して、転用事業者または転用事業者が指定する建設業者と土地購入者がその土地で建設する住宅について、概ね3ヶ月以内に建築請負契約を締結しなければならないというものが1つ条件にあります。また、契約書には建設業者と土地購入者が概ね3ヶ月以内に建設請負契約を締結しなかった場合には、その土地の売買契約が解除されるということが、契約書に規定されることが条件になっています。また、分譲をすべての区画で販売出来なかった場合は、今回の場合では申請者の転用事業者が自ら残った土地に住宅を建築しなければならないといういろいろな条件があつて、どうなっても住宅が建設されることを前提とした転用になるというような内容になっています。

議長（会長） ありがとうございます。いずれにしてもメリットデメリットが、それぞれあるようですのでご理解いただければと思ひます。他にご質問あ

りませんか。ないようですので、採決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号5の案件につきましても、同じく船田代理より説明をお願いします。

船田代理

19ページ、20ページ、21ページをご覧いただきたいと思います。〇〇という信号機がありますが、そこより〇〇へ〇〇メートルほど上がった農地になります。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇となります。譲受人の〇〇は、〇〇に本社を構えていまして建設業に取り組んでいる会社になります。今回、業務拡張に伴い、現在の事務所は手狭なため新社屋を建設するということになり、さらなる業務拡大を図っていきたいと考えています。そこで新社屋建設地に隣接する当該土地になりますが、ここを取得し駐車場として利用するという予定になっています。譲渡人の〇〇については、〇〇在住で〇〇の申し出に応じたということです。当該農地は、第3種農地で問題はないと考えますので、ご審議のほどよろしくをお願いをしたいと思います。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは番号5の案件につきまして、それぞれご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

五十嵐委員

教えてください。駐車場に整備されるということは、雨水の対応はどう考えればいいでしょうか。

議長（会長）

雨水の対応について、事務局お願いします。

事務局

ただいまの五十嵐委員のご質問にお答えします。雨水につきましては、基本的に駐車場になり更地化されるので、すべて地下浸透の対応ということでお聞きしています。

議長（会長）

ただいまの説明でよろしいですか。

五十嵐委員

駐車場ですから当然、上にバランスを撒くか防水シートを敷くという処置をされると思いますが、自然浸透でよろしいですか。

事務局

この舗装について、詳細な計画はまだ確認は出来ていませんが、基本的には雨水については自然浸透で、周囲に影響を及ぼさないようにやっ

ていきますという被害防除処置の計画書は出てきていますので、浸透性舗装をされるのか、舗装して一部に浸透枿を設けるのかというところは、これから生活環境課との協議になると思います。いずれにしても自然浸透ということでお聞きしております。

議長（会長） 五十嵐委員、よろしいですか。

五十嵐委員 この農地を駐車場にするという許可は、農業委員会で採決しますが、その後起こり得るであろう不具合に関しては、農業委員会はタッチしないので、そこは関係部署とよく連携していただいて、後々、周りにご迷惑がかからないようにしていただければと思います。

事務局 ただいまの質問に対しておっしゃるとおり、この農業委員会の総会の中では、その土地が転用出来る土地かどうか、また周囲への農地の影響がどうかということと、事業の実現性がある計画かどうかというところは確認させていただいています。今回の場合については、事業の実現性はあると認められますし、場所としても転用が出来るところになりますので、その後、雨水の浸透はどこでどの程度処理をしていくかというところは、農地法の中で決めがない、定めがないので、我々のところではなく所管が生活環境課で、環境をよくする条例で土地の形質変更をした場合、農地から駐車場にしたという形質変更になりますので、その場合の雨水処理についての協定を市、地元区、事業者の3者で取り交わすように、これから協議がされていくということで確認しています。その際に稟議書も我々の方に回ってきますので、注意深く見て一緒に対応していきたいと思っています。よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。よろしいですか。

五十嵐委員 はい。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。ないようですので、採決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、計画変更1の案件につきまして、伊藤委員より説明をお願いします。

伊藤委員 資料の22ページ、23ページをご覧ください。〇〇年〇〇月からこ

の工事が始まりましたが、〇〇の信号の〇〇で〇〇の床板を変えるという作業をしています。その近くにこの資材置き場がありますが、これが〇〇のために道路規制をしていましたが、車が多くて出来ないで、〇〇ヶ月ほど延長になるということです。特に、水道も使っていないので問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。計画変更1につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

杉田委員 期間延長ということですが、当初はいつまででそれが〇〇ヶ月延びて、いつまでになったのですか。

伊藤委員 〇〇年〇〇月から今年の〇〇月までということですが、〇〇月まで延長ということですか。

議長（会長） よろしいですか。

杉田委員 はい、わかりました。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。ないようですので、採決に入ります。計画変更1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。ただいまより10分間休憩します。

休憩

議長（会長） 再開します。それでは、第4号議案、農地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

事務局 第4号議案、農用地利用集積計画1月分について説明します。資料の5ページから6ページが通常の利用権設定です。11件、25筆、合計31、457平方メートルです。資料の7ページが所有権移転です。1件、4筆、合計5、243平方メートルです。資料の8ページが中間管理事業を使った利用権設定です。12件、20筆、合計25、738平方メートルです。全体の合計は24件、49筆、62、438平方メートルです。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、関係する担当の方は確認していただき、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

小宮山委員 通常の利用権設定の〇〇の借賃ですが、10アール当たりの借賃が比較的高いのですが、何か上にパイプハウス、上物が付くということですか。

事務局 〇〇ですが、ハウスがありますのでその分も含めた賃借料ということで聞いています。

小宮山委員 わかりました。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。ないようですので、採決に入ります。第4号議案につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、第5号議案に入りますが、農業委員の辞任についてであります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 先般より、本日もいらっしゃらないですが、〇〇委員の体調がよろしくないということはお伝えしてまいりました。入院をして、もう退院はされているのですが、体調が芳しくはありません。先日、本人とお話をしてきましたけれども、弟さんが面倒を近くで見てくれているのですが、お一人暮らしをされている中で、委員を続けることができないというお話を伺ってきました。正式にこの度、令和7年1月20日付で辞職願が、市長の方に提出がございました。農業委員会等に関する法律第13条第1項に、委員は正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て、委員を辞任することができる」と規定されています。その裏面にあるとおり、市長から農業委員長宛で諮問がございました。任期については、後任が決まるまで、自宅にてできる業務、案件や利用権設定の確認等はできるとのことですので、令和7年3月末日とされ、辞任事由は、正当な事由で当たると思慮されますが、委員の皆様の意見及び同意を求めたく、議案として諮りたいと思います。また、補足しますと、後任については、令和7年4月1日から着任されるように募集から順を追って、同時進行で進め、令和7年3月議会に上程予定でおりますのでご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長（会長） はい、ありがとうございます。私の方から再確認をさせていただきます

ますけれども、辞任者はですね、議席番号〇〇番、〇〇委員です。辞任理由は、今事務局から申しあげましたけれども、一身上の都合、体調不良のためによる、委員を継続できなくなったということであり、それから辞任日でありますけれども、本人も後任が任命されるまではできるとのことで、令和7年3月31日ということであります。補足説明もありましたけれども、後任についてはですね、募集をして、東御市、3月末の議会に上程するということですね、進めて参ります。それから、その方ですね、令和7年4月1日より着任予定ということであります。以上の内容をですね、詳細に当たってから先ほど説明ありましたけれども、この案件につきまして、ご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。

小野委員 次に着任する方の任期は1年ということでしょうか。

事務局 任期は1年間です。

議長（会長） 他にございませんか。ないようですので、採決に入ります。第5号議案、農業委員の辞任につきまして、承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。ご苦勞様でした。それでは続きまして、報告第1号に入りたいと思います。農地法第2条1項の規定による非農地証明について説明をお願いします。

事務局 報告第1号、農地法第2条1項の規定による非農地証明についてです。対象は資料24ページ、25ページをご覧ください。資料のとおり、合計2件、5筆、1,429平方メートルです。

議長（会長） ありがとうございます。これは報告ですので、確認ということをお願いしたいと思いますが、何かご質問はありますか。よろしければ、次に進めさせていただきます。第8回農業経営改善計画認定意見聴取について、今回は4件の申請が出ています。全案件再認定であります事務局より説明をお願いします。

事務局 農業経営改善計画の意見聴取について、今月は4件の更新申請があります。2ページ目をご覧ください。

〇〇です。認定農業者の更新申請となります。住所は、〇〇番地です。営農類型は複合経営となっていて、目標も同様です。現状、年間所

得は〇〇円、目標は〇〇円、主たる従事者が現時点では〇〇人、目標の年は〇〇人になる予定ため、現状〇〇人のうち〇〇人あたり〇〇円、目標は〇〇人となるため〇〇円となります。目標の年間所得が減少している理由としては、この後ご説明します雇用の関係で正社員を〇〇人追加で確保するため経費が増えたことによります。年間労働時間は、現状〇〇時間、目標は〇〇時間、主たる従事者〇〇人あたりは、〇〇時間、目標は〇〇時間です。生産は、水稻、麦、大豆を栽培しており、水稻は、目標に向けて作付面積・生産量を増やしていくとのことです。それぞれの作目についても規模拡大をしていく予定です。(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業は、作業受託として田植・収穫作業があります。現状〇〇円、目標は〇〇円です。(3) 農用地及び農業生産施設は、農用地は、借入地が増え経営面積が拡大します。農業生産施設は、現状と目標は変更ありません。(3) 生産方式の合理化に関する現状と目標・措置は、規模拡大が進むと同時に広域での圃場管理が必要となっています。圃場の管理の見える化を進め、経験の少ない従業員でも進捗が把握しやすくするために生産管理アプリの導入や自動操舵機能のある作業機、ドローンなどスマート農業技術の導入を積極的に進め、広域での営農を効率化できるように進めていきます。(4) 経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、事業規模が拡大し、営農、販売、新規事業開拓など兼務することが難しくなっています。経験値の高い従業員などに役職を積極的に与え、分業化を進めることで効率と精度を上げていきます。また、高付加価値商品の開発、販売を進め自社の強みを増やしていきます。(5) 農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は、規模拡大に伴い、規模拡大に伴う労働者の確保に苦労しています。採用を進めるためにも労働時間の削減と休日数の増加を進め、雇用条件の改善を進めていきます。また、有機栽培や独自農産物の生産など魅力ある農場づくりをすすめる若者の雇用につなげるとのことです。経営の構成については、記載のとおりです。雇用者については、常時雇用を現状から5人確保し、臨時雇用については、記載のとおりとなる計画です。4 ページ目の生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、自動操舵機能付きトラクター、ドローン、生育予測施肥管理システム、自立型水田除草ロボを取得する予定です。

〇〇です。認定農業者の更新申請となります。住所は、〇〇番地です。単一経営で果樹類、ワインブドウとなります。目標も同様です。現状の年間所得は〇〇円、目標は〇〇円です。主たる従事者が〇〇人のため〇〇人あたり〇〇円、目標は〇〇円となります。年間労働時間は、現状〇〇時間、目標は〇〇時間です。〇〇人あたり〇〇時間、目標〇〇時間です。(2) 農業経営の規模拡大に関する現状及び目標は、生産はワインブド

ウで、目標に向けてワインブドウの苗が生育していくことを踏まえ生産量が増えていく予定です。(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業はワインの販売となっています。生産量が増えていくことから本数が増加し売上が伸びています。次に6ページ(3) 農用地及び農業生産施設は、農用地は現状と目標同様です。農業生産施設は、ワイナリーを所有していて目標も同様です。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置は、現状、機械が入れない圃場があるため、圃場への通路を拡張し機械導入できる圃場を増やしていきます。また、獣害の被害を受けている農地があるため市の補助金を活用して電気柵を設置し被害の軽減につなげていきます。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、近年の物価高、資材高騰の中で、販売商品の価格を据え置いてきましたが、価格転嫁も検討していきます。〇〇年〇〇月から自社栽培のワインがリリースするので付加価値をつけて販売していきます。⑤農業従事者の態様の改善に関する現状と目標・措置は、現状、全ての業務を〇〇人でやっているため休暇の取得がほとんどできていない状況です。今後、従業員をSNSやハローワークを活用して確保し、労働時間の削減につなげていきます。経営の構成については、記載のとおりです。雇用者は、常時雇用を〇〇人確保する予定です。7ページ目の生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、チップパーを取得する予定です。

〇〇です。認定農業者の更新申請となります。住所は、〇〇番地です。営農類型は、複合経営で薬用人蔘、水稻、馬鈴薯、センブリを栽培しています。目標も同様です。現状年間所得は〇〇円、目標は〇〇円となります。年間所得は、昨年薬用人蔘の〇〇を立ち上げたことにより薬用人蔘の売上の収入がその次の年となってしまったため減少しました。年間労働時間は、〇〇時間で目標も同様です。主たる従事者は〇〇人となります。生産は、記載のとおり栽培しています。(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業は、加工品販売があります。(3) 農用地及び農業生産施設は、現状と目標は同様になります。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置は、全作物の無農薬栽培への取り組みについて、現状一部作物で農薬を使用し栽培をしています。目標に向けて全作物の完全無農薬化を目指していきます。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、無農薬栽培を売りにしたブランド化を目指します。特に、薬用エンジンの無農薬栽培は、全国の栽培農家の中で実践している農家がないことから付加価値をつけ販路拡大を目指していきます。⑤農業従事者の態様の改善に関する現状と目標・措置は、現状、臨時雇用を入れずに家族経営で営んでいます。今後、ハローワーク、地域の方に声をかけ雇用を確保し、家族の労働時間を減らしていきます。なお、専門性の高い技術が必要になるため従業員の育成に取り組みます。また、センブ

り栽培では、灌水設備を整え葉面散布にしました。さらなる省力化に向けて、薬用人蔘への灌水設備導入も視野に入れていきます。⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置は、薬用人蔘の加工施設スーパーL資金、〇〇年〇〇円利用する予定です。経営の構成については、記載のとおりです。雇用者については、臨時雇用を増やしていきます。7ページ目の生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、薬用人蔘加工施設を〇〇棟取得する予定です。

〇〇です。認定農業者の更新申請となります。住所は、〇〇番地です。単一経営で果樹類、生食ブドウとなります。目標も同様です。現状の年間所得は〇〇円、目標は〇〇円です。年間労働時間は、現状〇〇時間、目標も同様です。主たる従事者の人数は〇〇人です。②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標は、生産は生食用ブドウで、目標に向けて作付面積を増やし生産量が増えていく予定です。(2)農畜産物の加工・販売関連・附帯事業は特にありません。(3)農用地及び農業生産施設は、農用地は現状に対して規模拡大し〇〇アールにする予定です。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置は、1つの圃場の中で品種が混在しているため作業効率が悪く反収も低いです。今後は、圃場ごとに同一品種に植替え、作業効率及び反収を上げていきます。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、現状、青色申告の書類を作成しているが、規模拡大に伴い処理量が多くなるため税理士に作業を委託し負担を軽減していきます。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は、現状、アルバイトを雇っていませんが、今後は、規模拡大に伴い人手不足が懸念されます。今年から農福連携に取り組み、圃場の草刈りやリンゴの収穫作業を委託したところ作業時間の短縮につながりました。今後も農福連携に取り組み人手不足解消につなげていきます。経営の構成は、記載のとおりです。雇用者は、〇〇人となります。13ページ目の生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、特にありません。

続いて、先月の農業委員会の中で白石委員の質問に回答をさせていただきます。自動新梢管理装置に関して、〇〇と〇〇の状況についての質問がありましたが、〇〇に確認したところ、〇〇はじめ他の〇〇からはまだ自動新梢管理装置について相談がなく、〇〇としては特に把握していない状況となっています。また、〇〇については〇〇月に〇〇と〇〇、数名の〇〇で、〇〇へ自動新梢管理装置の視察に行く計画があるそうです。自動新梢管理装置についてはまだ発売されていないということもあり、〇〇の方も把握していない状況です。まだ〇〇の認知度は高いわけではありませんが、今後、発売されて広がっていけば、認知度が広がるのではないかと〇〇、〇〇からお話を伺いました。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、担当委員の補足説明をいただきたいと思います。山田委員から〇〇の補足説明をお願いします。

山田委員 基本的にはただいま事務局からご説明がありましたとおりです。計画は特段の問題はないと思っておりますが、若干補足的な説明をさせていただきます。〇〇は〇〇ですが、大規模経営体で法人化されているものも含めて幾つかある中の〇〇社という位置付けで、比較的早い段階で法人化しています。この経営体の〇〇ですが、グローバルギャップの認証取得をしまして、そのようなベースに、日常の経営管理あるいは将来に向けての規格、計画の策定のようなところにつなげられている状況のようです。ちなみにこのグローバルギャップは、毎年更新をしてかなければならなくて、更新審査において結構な費用がかかっているということを知っています。概ね認証試験だけで、〇〇円前後と、圃場も含めて現場の維持管理が入ってくると毎年〇〇円程度の費用がかかって維持しています。その状況の中での、計画策定ということになっていると思いますので、現状の業務実態、あるいは業績は売り上げ等を含めた今回の計画の内容については、特段問題になるような事項はないと思われま

議長（会長） ありがとうございます。それでは、〇〇につきまして、ご意見ご質問はありますか。

五十嵐委員 〇〇の〇〇人当たりの年間労働時間を見ていただくと、現状は〇〇時間で、目標は〇〇時間にし、構成人員の雇用者を増やすということで、ドローンやスマート技術を導入して合理化を進めていくというようなことが書かれていますが、なぜ労働時間がこんなに増える目標なのかわからないので教えてください。

議長（会長） 事務局からお願いします。

事務局 回答します。労働時間ですが3ページの構成員・役員のところを確認してください。主たる従事者がこれまでは構成員に、〇〇の〇〇と〇〇が入っていて〇〇人ですが、その方々が抜けて〇〇人となります。ただ増えたというわけではなくて、主たる従事者の時間は〇〇、〇〇も、〇〇時間で、同じ時間にはなっていますので、特段増えたというわけではなく、同等というような扱いの時間になる計画で申請が上がっています。

議長（会長） 五十嵐委員、よろしいですか。

五十嵐委員 従業員さんの中で〇〇と〇〇が退職し、〇〇人でやっていきますと言っている中で、〇〇と〇〇の労働時間がある程度削減されたという認識でよろしいでしょうか。

事務局 はい。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。

田口委員 地域計画でも農地の集約ということが1つの大きな課題になっています。そういう中で受託の皆さんの話をいろいろ聞いているところですが、〇〇は〇〇の大規模経営体のお1人なので、その農地が〇〇アールと大変広大になっているので、〇〇、〇〇の比率を教えてください。

事務局 地域計画を作っていく中で、〇〇は〇〇地区、〇〇地区の農地を結構持っています。集積した面積を合計すれば、〇〇地区の方が多くなってきているかと思えます。〇〇は〇〇の方もありますが、そういったところを踏まえると、若干〇〇地区が多くて、〇〇、〇〇とあるような感じの比率になるかと思えます。

山田委員 聞いている範囲で具体的な数字はありませんが、〇〇以外のその他の場所は、〇〇方面が多いと聞いています。

田口委員 大規模で、この〇〇で〇〇ヶ所ぐらいやってもらっていますので、なかなか移動が大変だと思います。集約というようなこともあるのかお聞きしました。

山田委員 参考までに、以前、〇〇は〇〇方面でもかなりやっていましたが、今、言われたようなことで比較的地元を軸足を移してきているようなことも言っていました。

議長（会長） 田口委員、よろしいですか。

田口委員 はい。

議長（会長） 他にありますか。なければ次に入ります。それでは保科委員より〇〇の補足説明をお願いします。

保科委員 ちなみに〇〇は生きたワインという意味です。ここは〇〇年ほど前に、〇〇からこちらに来られて、ほとんど〇〇人で経営をしています。荒廃地にワイン用ブドウを植えて、今年あたりから実際に自家生産が出来る予定です。ワイナリーが〇〇の山の手〇〇キロメートルほどのところに造ってあります。今はブドウを買ってワインを作って出荷しています。この表にありますように生産量が現在〇〇キログラム、目標は〇〇キログラムで、どんどん自家生産のワインが増えていきますので、右側のワイン販売量、売上高はそれほど増えませんが、利益率はぐんと上がると思います。〇〇で一生懸命働いているので、臨時でどなたかを雇うという話が出ているということです。

議長（会長） ありがとうございます。ご意見ご質問はありますか。よろしければ、次に入ります。小宮山委員から〇〇の補足説明をお願いします。

小宮山委員 〇〇は〇〇区で薬用人蔘を積極的に作られている方で、他に薬草のセンブリも作られています。作付目標は現状維持位ですが、新しい計画としては薬用人蔘の加工食品を作るということをお話されていきました。それで（２）農業経営の現状及び改善に関する目標は、現状が少しマイナスになっていますが、〇〇にある薬用人蔘の出荷組合が、今まで〇〇系列だったのが切り離されたので、このような収支になっています。来季からは通常、目標に到達するように頑張れると思います。

議長（会長） ありがとうございます。〇〇につきまして、ご意見ご質問はありますか。

小野澤委員 センブリについて販路はどこですか。あと薬用人蔘の加工施設を造りたいという計画が載っていますが、具体的に加工施設はどういうものでしょうか。

小宮山委員 販路については〇〇に薬草関係の間屋があって、そちらのルートへ行くようなことを話されていきました。それも〇〇の間屋で、加工施設に関しては薬用人蔘を瓶詰の食品にして、贈答用にするというようなお話です。精製する設備プラス建物ではないかと思います。

議長（会長） 井出委員から少し補足をお願いします。

井出委員 センブリですが、先ほど話されていた〇〇の間屋さんで、〇〇では扱っているのは〇〇社しかないです。その方が日本全国飛び回って、ほと

